

Gifu HOZEN

岐阜県保全協会報

1991 / 第9号

平成3年11月10日発行

題字：梶原拓岐卓果知事

社団法人 岐阜県環境保全協会

岐阜市藪田1-101 水産会館内

写真提供：花の都きま推進本部

目 次

巻頭言「廃棄物処理の三原則に沿って」	1
(社)岐阜県環境保全協会副理事長 清水正靖	
特 集「豊かさのコスト－廃棄物問題を考える」 平成2年度版厚生白書	2
特 報「平成2年度全国マニフェスト使用状況」	4
協会だより	
1. 第4回通常総会の開会	6
2. 理事会の開催(平成3年度第2回、第3回及び第4回)	6
3. 各委員会の開催	6
4. 一般講演会の開催	7
5. 「ウェステック'91」視察研修の実施	7
6. 「産業廃棄物資源化シンポジウム」の開催	7
「産業廃棄物対策基金」寄付承諾事業所のご芳名	7
エッセイコーナー「花の都 岐阜づくり」－私の場合－	11
おしらせ	
1. 不法投棄防止パトロール同乗記	13
2. (社)全国産業廃棄物連合会への加入	14
3. RAP推進会議の構成を承認	14
4. 廃棄物処理法改正案；一部修正のうえ可決、成立	14
5. 産業廃棄物処理業者に関する「許可講習会」開催日程(平成4年1月～3月)	15
6. 租税特別措置法に基づく「廃棄物の最終処分場に係る特別災害防止準備金制度」の創設	16
マスコミ報道の紹介	18
トピックス	20
新入会員の紹介	25
会員の声	25
編集後記	26
広報編集副委員長 蒔田 浩(岐阜市長)	



「廃棄物処理の三原則」に沿って

(社)岐阜県環境保全協会

副理事長 清水正靖

当協会発足3年目の事業年度に臨み、責任の重い副理事長のつとめを任せられたことを、心から厳粛に受け止めております。

会員各位をはじめ、ご関係者の皆様方の絶大なご指導、ご鞭撻を、衷心よりお願い申し上げます。

申し上げますまでもなく、環境問題は、今日、国境や地域を越えた人類共通の重要課題として、保全が強く叫ばれ、求められていることはご承知の通りであります。

その中であって、産業廃棄物は、排出量の増大、物性の多様化等を背景に、処理の高度化、徹底化の促進がこれからの方向づけとなっております。

折りしも、国は、20年ぶりの廃掃法改正作業で「減量化」「適正処理」「再生利用」を、これからの廃棄物処理の三原則として打ち出し、その推進を目指しております。処理処分場の確保が危機的状況にある中で、国民全体が廃棄物の減量化・再資源化に取り組む社会（リサイクル社会）を築くことを中心に、行政、産業界、処理業界はもとより、一般国民も混じえた幅広いコンセンサスと努力のもとに、新しい処理体系を創出しようとするものであります。

このような廃棄物処理の時代にあって、処理業

界は、今後前述の「廃棄物処理の三原則」を踏まえた、総合的処理（リサイクル）を推進する施設を構築し、そのもとで、すべての廃棄物を分別から中間、再生、最終処分まで一貫して行えるようなスタート処理システムの実現、運営を期すべきだろうと思います。

しかも、廃棄物の増大に対応する適切な最終処分場の危機的な不足で、こうした処理（リサイクル）システムは早急に実現しなければ、使命を達成することができません。

そのような観点から、業界では産業廃棄物も一般廃棄物行政・業界の分野を越えて一体となり、今、全県的な廃棄物の総合一括処理（リサイクル）を目指した施設の早期確立に向けて立ち上がっております。

もとより、こうした業界の努力に対しては、民活推進の上からも、県、市町村をはじめ各方面の皆様方の温かいご理解、ご支援をお願いするところであり、行政、産業界、県民、処理業界が一体となって岐阜県の環境保全を推進していかなければならないと念じております。

会員各位をはじめ皆様方のご指導、ご支援を重ねてお願い申し上げ、所信の一端といたします。

豊かさのコスト—廃棄物問題を考える—

平成2年度版「厚生白書」

厚生省が厚生行政の動きをとりまとめて公表してきた「厚生白書」の平成2年度版が発刊されました。「お年寄りから赤ちゃんまでの幸せを求めて」広範な業務を所管する厚生省の仕事を理解するため貴重な資料となりますが、内容が絵花的で形式的な面が多いため、ともすれば読者が行政関係者等に限られておりました。しかし、今回から内容が大きく変わったように思われます。

厚生行政が当面する重要課題を冒頭に取上げて解説したばかりでなく、この部分については内容も濃く記述方法も一般国民を意識したように思われるからです。

わが国が経済大国と言われ物質的な豊かさを手にした現在、厚生白書では「真の豊かさに向かって社会システムの再構築」を高らかに掲げ、第1章で「豊かさのコスト—廃棄物問題を考える—」を特集し、事例を挙げながら国民の理解を求めています。

私たちが長年にわたり悩み苦しんでいる廃棄物問題を、国レベルではどのように考え、どのように対処しようとしているかを知るうえで重要なものであります。

以下にその一部を紹介し、ご購読をお勧めします。

廃棄物問題についての問題意識

- ① 廃棄物が増え続けるから問題なのではなく、廃棄物が減少していないことが問題であること。
- ② 処理コストを適切に負担していくことが、結果的には社会的コストを含むトータルなコストを低減させること。

引用された事例(抜粋)

- ① 市町村の最終処分の確保を県が支援(埼玉県)
全国で初めて、一般廃棄物も受け入れる県営の最終処分場を設置した。大里郡寄居町にある埼玉県環境整備センターは、埋立て面積が約32haあり、県下92市町村の半数強に当たる市町村のごみの焼却灰や不燃ごみを受け入れているほか、県下の中小企業等の産業廃棄物のうち有害廃棄物を除いたものも受け入れている。
- ② リサイクル55計画(日本製紙連合会)
日本製紙連合会では、平成2年4月、業界の

自主的な努力目標として、古紙の利用率(製紙原料中の古紙原料の割合)を年に1%ずつ引き上げ、6年には55%にする計画を示した。

- ③ 資源リサイクルセンター(大阪府吹田市)
大阪府吹田市では、一般廃棄物の破碎・選別、リサイクル工場と市民参加によるリサイクル工房・ショップ、大学との共同によるリサイクル研究施設を併設した「資源リサイクルセンター(仮称)」の建設を進めている。(平成4年度完成予定)。

建設計画によると、同施設の1階から3階は一般廃棄物の破碎・選別、リサイクル工場にあてられ、4、5階は、市民の手でリサイクル活動を進めるためのガラス工芸やリフォーム教室、展示即売ができる市民工房・ショップ、リサイクル広場が設けられるほか、大学との共同によるリサイクル研究施設などが設けられることとなっている。

- ④ 焼却残灰を道路の路盤材に有効利用(横浜市)
横浜市では、焼却残灰を資源として有効利用

する試みをしている。焼却工場から排出された焼却残灰から、砂、砂利状物をふるい分け、道路の下層路盤材として再利用している。実際の事業は、市の委託を受けた財団法人横浜市廃棄物資源公社が実施しており、毎年、約8,000tの焼却残灰が再利用されている。販売収益だけではコストをすべて賄えるものではないが、最終処分場への負荷を軽減できることによる経費節減を考慮すれば、市としては十分経済効果があると考えている。

⑤ ごみ資源化工場（札幌市）

札幌市では、ごみを燃料として有効利用する試みを実施している。篠路清掃工場に併設して建設された札幌市ごみ資源化工場と、オフィスから出るごみ、建築木くず、廃プラスチック等から固形燃料等を生産する燃料工場から成り立っている。燃料工場は平成2年4月から稼働

し、年間3万tから3万5,000tの固形燃料、5,000tから7,000tの燃料用チップ等を生産することが予定され、固形燃料は札幌市出資の熱供給公社に提供されている。

〈参考〉

平成3年4月1日発行

定 価 1,500円

送 料 310円

編 集 厚生省

発 行 財団法人厚生問題研究会

印刷・販売 株ぎょうせい

〒162 東京都中央区銀座7-4-12

03(3268)2141代

※一般書店でも発売しています。

土木建設機械工事一式 技術と信頼

大雄興産株式会社

〒500 岐阜市元宮町2丁目8番地の2

TEL (0582) 53-9301

FAX (0582) 53-9301

代表取締役 矢島直人

全国ワースト3に、岐阜・和歌山・熊本

平成2年度全国マニフェスト使用状況

さきに、財団法人産業廃棄物振興センターから「平成2年度マニフェスト使用状況」が発表されました。岐阜県は和歌山・熊本両県とともに最下位にランクされています。

この制度は、産業廃棄物の適正処理のために極めて有効な手段であるとして厚生省が関係全国団体と協調して取り組んできたものです。本県の場合1ヶ年余を経た現在でも十分な成果は挙げておりません。

本協会では施行時に講習会を開催し、昨秋には指定事業所を対象としたアンケート調査を実施してきました。又、機関紙「ぎふ保全協会報」では前後3回にわたり特集記事を掲載するなどの普及啓発活動を展開してきました。さらには、関係者の便宜を図るため「県様式のマニフェスト」を用意しております。

このような努力にも拘らず残念な結果となりました。

ここに、全国の状況をお知らせするとともに会員から寄せられたご意見を掲載し参考に供します。

平成2年度マニフェスト使用状況

別図及び別表

会員からのご意見

- ① 県様式と全国様式に分かれていること自体、理解できない。行政機関の立場でなく、私たちの立場で考えて欲しい。(処理業者、排出事業者)
- ② 県内は県様式を使用と説明を受けたが、岐阜市では全国様式を指導している。また、近県では県様式も通用すると聞いたが事実と反する。(土木建築業者)
- ③ 制度発足以前から自社伝票を使用しているが、特に支障がない。(処理業者)
- ④ 県様式には不要又は記入不可能な項目もあり、行間も狭くて使用し難い。(医療廃棄物処理業者)
- ⑤ この制度について、保健所の指導を受けたことがない。また、立入検査時においても提出を求められたことがない。(排出事業者、処理業者)
- ⑥ 制度発足と同時に採用したが、未だE票は返送されてこない。(排出事業者)
- ⑦ 難しい理屈よりも様式を統一し、記入の簡略化を進めて欲しい。(処理業者)
- ⑧ 会員に対するPRを行っているが、非会員又は産業界(排出事業所)に対してのPRは行っていない。これでは、マニフェストの発行は誰が行うべきか疑問になる。(処理業者)

別 図

平成2年度 マニフェスト使用状況

財団法人産業廃棄物処理振興センター調査 (単位; 万部)



別 表

図面の表示	発送部数	都 道 府 県 名	都道府県数
	100以上	東京	1 都
	50 以上100	千葉、神奈川	2 県
	20 以上 50	福島、埼玉、静岡、愛知、大阪、広島、福岡	7 府県
	10 以上 20	北海道、宮城、山形、新潟、長野、大分、鹿児島、茨城	8 道県
	5 以上 10	青森、岩手、秋田、滋賀、三重、兵庫、鳥取、愛媛	8 県
	1 以上 5	栃木、群馬、山梨、富山、石川、福井、京都、奈良、岡山、島根、山口、香川、徳島、高知、佐賀、長崎、宮島、沖縄	18府県
	1 以下	岐阜、和歌山、熊本	3 県

1. 平成3年度第2回理事会及び平成3年第4回通常総会の開催

いずれも6月17日、岐阜市西荘「サンピア岐阜」で開催されました。理事会では、総会提出議案など総会運営に関する最終打合せが行われました。第4回通常総会は、午前10時に開会され理事長挨拶の後、國島理事が議長に選任されて審議が行われました。この総会では平成2年度決算報告の他、協会が発足して2年を経過したため役員の改選が中心議題になりましたが、提出議案はいずれも全会一致で可決承認されました。

なお、新たに理事として清水正靖氏・水谷重雄氏及び高井信夫氏が選任されたほか、団体等を代表される理事の一部に変更がありましたが、詳細は「臨時増刊号（9月10日発行）」に掲載したとおりです。

提出議案

- 第1号議案 平成2年度事業報告について
- 第2号議案 平成2年度一般会計決算報告について
- 第3号議案 平成2年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計決算について
- 第4号議案 定款の一部改正について
- 第5号議案 役員の改選について

2. 平成3年度第3回理事会の開催

新しい理事による初回の理事会は、7月11日岐阜市藪田「レストランめしや」で開催されました。この理事会では、理事の互選による正副理事長、専務理事及び常務理事の決定と、新設された総務委員会を含め各委員会の構成が中心議題となりました。

その結果、新たに清水正靖理事が副理事長に選任されました。その他詳細は「臨時増刊号（9月10日発行）」に掲載したとおりです。

提出議案

- 第1号議案 理事長等の互選について
- 第2号議案 各委員会の構成について
- 第3号議案 「ウェステック '91」視察計画

について

- 第4号議案 新規会員の加入承認について

3. 平成3年度第4回理事会の開催

第4回理事会は、9月19日(木)午前10時から「サンレイラ岐阜」で開催されました。この理事会では平成3年度補正予算をはじめ次の議案が審議され、いずれも原案のとおり可決承認されました。

提出議案

- 第1号議案 平成3年度一般会計補正予算について
- 第2号議案 平成3年度特別会計補正予算について
- 第3号議案 RAP 推進会議会議員の選任について
- 第4号議案 岐阜県産業廃棄物対策基金造成委員の選任について
- 第5号議案 (社)岐阜県環境保全協会委員会規程の一部改正について
- 第6号議案 (社)岐阜県環境保全協会委員会規程第4条ただし書に基づき副委員長2名を置くことについて
- 第7号議案 (社)全国産業廃棄物連合会への加入について
- 第8号議案 新規会員の加入承認について

- 報告事項
- ①各委員会の活動状況
 - ②岐阜県産業廃棄物対策基金の状況
 - ③平成3年度一般会計及び特別会計予算執行状況

4. 各委員会（改選後第1回）の開催

7月11日開催の第3回理事会において各委員会の構成が決定されたので、各委員会では各々委員会を「レストラン富士」において開催し正副委員長を互選するとともに、平成3年度委員会活動について協議がなされました。

なお、各正副委員長のご芳名は「臨時増刊号（9月10日発行）」に掲載しましたが、開催日程は次の

とおりです。

- 7月23日 午前 第1回総務委員会
 午後 第2回広報編集委員会
 7月24日 午前 第1回研修指導委員会
 午後 第1回基金制度検討委員会
 7月25日 午前 第1回適正処理委員会

5. 第2回基金制度検討委員会の開催

8月9日午後1時30分から、急遽第2回委員会が開催されました。この委員会は、本会の重要課題となっている基金の造成が平成3年度以降極めて厳しい状況下にあるとの認識から開催されたものです。

委員会では、真剣な討議が行われ次の事項が決定されました。席上、委員長は「会員の全面的な協力をお願いしたい」と強い決意表明をされました。

- ① 各地区毎の目標額を設定すること。
- ② 10～11月を強調月間と定め、精力的な造成活動を展開すること。
- ③ 目標総額5,000万円の承諾は、年度内に達成すること。

6. 基金造成委員会（三役会）の開催

8月20日「レストラン富士」で開催され、さきの基金制度検討委員会で決定された事項について説明が行われ了解が得られました。なお、東濃地域については9月6日事務局が現地に出向いて説明を行い、了解を得ました。

7. 一般講演会の開催

6月17日に開催された通常総会の席上、記念講演会として中日新聞社のT氏を講師に招き開催しました。同氏は地方から芸能、社会、政治など極めて多様な記者生活を経験された方だけに、出席者は豊富な話題に魅了されました。

8. 「ウェステック '91」視察研修の実施

9月4～5日の日程で、千葉県幕張メッセで開催された廃棄物処理総合展の視察研修を行いました。今回は委員以上の方に呼び掛けて実施しましたが、30名を超える参加者があり大変有意義な内容に満足されました。来年は神戸市で開催されると聞いております。

なお、詳細は「トビックス」欄に記事として掲載しました。

9. 産業廃棄物資源化シンポジウムの開催

9月13日岐阜メモリアルセンターを会場とした大規模な「産業廃棄物資源化シンポジウム」を岐阜県と共催しました。村田徳治講師（株循環資源研究所代表取締役所長）が基調講演を行った後、シンポジウムが行われ本協会からも河村常務理事が処理業者の立場でパネラーを務めました。多くの会員が参加された他、展示会場にも積極的に出展され盛会裡に閉幕しました。なお、詳細は「トビックス」欄に記事として掲載しました。

「産業廃棄物対策基金」

寄付ご承諾事業所のご芳名

（平成3年9月30日現在）

「環境を守り、産業を支える」を合言葉に、平成2年度から着手した基金造成事業は、着実に成果を収めつつあります。特に、目標額3億円のうち廃棄物を排出される事業所から5,000万円のご寄付をお願いすることについては、各造成委員の精力的なご活躍により順調な伸長を見せております。なかでも

協会だより

廃棄物の排出の有無を問わず、心よく寄付に応じていただける事業所も見受けられ、担当者一同感激しております。

ここに、本年9月30日現在ご承諾いただきました事業所のご芳名をご紹介します。

なお、本年度以降の本事業の推進につきましては、全会員が一丸となってご協力くださるようお願いいたします。

寄付承諾事業所 (順不同)

岐阜地区

カワボウ(株)	東海カワラ(株)	日産プリンス岐阜販売(株)
岐セン(株)	国分木工(株)	THK(株) 岐阜工場
山口鋼業(株)	宇部日東化成(株) 岐阜工場	(株)ハヤシ
岐阜精機工業(株)	千代菊(株)	(株)市川金属
北村バルブ(株)	(株)コガネバン	朝日精練(株)
(株)三陽電機製作所	東海重工(株)	(株)常盤電機
岐阜車体工業(株)	岐阜三星染整(株)	(株)ホンダクリオ岐阜
長谷虎紡績(株)	カワボウテキスタイル(株)	(株)ナカシマ
(株)文溪堂	(株)大塚紡績工場	近藤満(株)
都築紡績(株) 鷺沼工場	丸伴化学工業(株)	岐阜スバル自動車(株)
日本毛織(株) 岐阜工場	福寿工業(株)	濃飛倉庫運輸(株)
(株)東海スプリング製作所	不二精工(株)	(有)赤穂工業所
川崎重工業(株) 岐阜工場	岩田光学工業(株)	(株)岐阜加工ベニヤ製作所
日産サニー岐阜販売(株)	岐阜プラスチック工業(株)	(株)岡本
特種製紙(株) 岐阜工場	カルビー(株) 各務原工場	(株)共和铸造所
日興毛織(株)	ムトー精工(株)	(有)田中铸造所
(株)トーカイ	榎本工業(株)	中部アルミ工業(株)
富士変速機(株)	岐阜トヨタ自動車(株)	東海銃鉄(株)
岩仲興産(株)	徳田工業(株)	鍋屋工業(株)
日本たばこ産業(株) 東海工場	(株)テクノ共栄	丹羽铸造(株)
(株)田幸	(有)山本ボイラー製造所	(株)高橋铸造所
天龍工業(株)	三浪工業(株)	大洋铸造(株)
高岡铸造(株)	(株)和井田製作所	東海铸造(株)
(株)岐阜カクダイ製作所	ホラタ工業(株)	(株)ナベヤ
(株)喜多村合金製作所	中日本ダイカスト工業(株)	西垣ポンプ製造(株)
ミズタニバルブ工業(株)	丸栄コンクリート工業(株)	(株)林铸造所
佐野鐵工(株)	(株)日本タクシー	福徳工業(株)
岩戸工業(株)	森田铸造所	(有)三里铸造工業所
航空規格工業(株)	篠田電機工場	大洋紡績(株)
	(有)高橋鉄工所	東海染工(株) 岐阜工場
	信栄ゴム工業(株)	ギトー食品(株)

エーザイ(株) 川島工場
 日本高圧コンクリート(株)
 岐阜富士工器(株)
 名古屋三菱ふそう自動車販売(株)
 岐阜くみあい食鳥(株)
 丸盛パイル(株)
 日の丸自動車(株)
 岐阜トヨベツト(株)
 (株)岐阜セラック製造所
 (株)宇野鋳造所
 大洋製紙(株)
 高橋製紙(株)
 (株)後藤鉄工所製紙工場
 厚見製紙(株)
 (有)共栄製紙所
 中州製紙(株)
 河村製紙(株)
 中村製紙(株)
 住田整染(株)
 (株)モーリタン
 東洋染色工業(株) 岐阜工場
 玉腰興業(有)
 (株)昭和染工場
 丹羽産業岐阜(株)
 山口染色(株)
 丸京染色(株)
 影山染色(株)
 堀場染色(株)
 (資)木曾川染絨
 永田染工(株)
 (株)青木染工場
 三喜産業(資)
 郡上紡績(株)
 美尾整理(株)
 三晃染色(株)
 山田染絨(株)
 ナイト織興(株)
 起染色(株)

長良川染工(株)
 川口染工場
 靖和染色(株)
 岐阜クマニシ染工(株)
 (有)柴山染工場
 (資)中屋染工場
 (有)ヤマセン
 南谷染色(株)
 (有)共栄製紙所
 モルザ(株)
 大東乳業(株)
 (有)三井鋳造所
 鈴木鋳造所
 三光アルミ(株)
 福村製紙(株)
 岐阜いすゞ自動車(株)
 (株)岐阜高島屋
 日幸製業(株)
 (株)新岐阜百貨店

西濃地区

神鋼造機(株)
 太平洋工業(株)
 味の素冷凍食品(株)
 松下電子部品(株) 高周波部品事業部
 豊島紡績(株) 神戸工場
 鐘紡(株) 大垣工場
 (株)郷鉄工所
 帝人(株) 岐阜事業所
 都築紡績(株) 糸貫工場
 (株)ナイガイテキスタイル
 ㈱イノアックコーポレーション 南濃事業所
 天野製業(株) 養老工場
 日東あられ(株)
 (株)紀文フードケミファ 岐阜工場
 三光化学工業(株)
 千代田工業(株)
 岐阜カリモク(株)

長良製紙(株)
 富士加工(株)
 後藤段ボール(株)
 (株)大鹿印刷所
 明治製業(株) 岐阜工場
 (株)西濃イノアック
 旭化成工業(株) 穂積工場
 日本インシュレーション(株) 生産事業部
 昭和コンクリート工業(株) 揖斐川工場
 東神電工(株)
 (株)東神電気 揖斐川工場
 大丸松下食品(株)
 大日金属工業(株) 岐阜事業所
 八州金属(株)
 (有)トモエ商店
 三宝化学工業(株) 大垣工場
 (有)高田工業
 グリコ協同乳業(株) 中日本事業部
 カネボウ光陽(株)
 (株)伊藤精密製作所
 揖斐川工業(株)
 スイトクシー(株)
 日本ハイモ工業(株)
 シンコー工業(株)
 丸山工業(株)
 新興鋳物(株)
 東海森紙業(株) 岐阜事業所
 三洋電機(株) 人事本部岐阜管理センター
 (株)原織機製作所
 安田金属工業(株) 岐阜工場
 東邦レーヨン(株)
 小里機材(株)
 吉田木材(株)
 美津濃(株) 養老工場
 帝国繊維(株) 大垣工場
 アルナ工機(株) 養老工場
 コーテック(株)
 日本無機(株) 垂井工場

協会だより

平井精密工業(株)
朝日興業(株)
小泉工業(株)
(株)吉田ハム
日本合成化学工業(株) 大垣工場
大垣化成工業(株)
二村化学工業(株) 大垣工場
ヨーコン(株)岐阜工場

中濃地区

ライン生コン(株)
岐阜県東濃生コン協同組合
(株)カネ三生コンクリート
(株)鈴木石油店
丸ス産業(株)
貝印カミソリ工業(株)
フェザー安全剃刀(株)
富士電機冷機製造(株)
大福製紙(株)
(株)ライクスタカギ
東和耐火工業(株)
(株)甲山製作所
野田産業(株)
不二見セラミック(株) 岐阜工場
二村化学工業(株)
濃飛タイル(株)
佐藤化学工業(株)
(株)河戸化成
(株)神測カヤバ製作所
(株)神代鉄工所
(株)川辺カヤバ製作所
名古屋バルブ(株)
大栄住宅(株) 可見工場
船橋物産(株)
カヤバ工業(株) 岐阜事業所
日本情報用紙化工(株)
白鳥アイチーエマソン(株)
日本パワーステアリング(株) 岐阜工場

東栄管機(株)
日産コンクリート(株)
(有)小川建材
美濃アルミ(株)
(合)武藤商店
(株)古田鉄工
(株)東洋工機
白川生コン協業組合
(株)名古屋螺子製作所
(株)マツバラ
(株)大雲製紙
三輪製紙(株)
藤田製紙(株)
東邦紙業(株)
武勝製紙(株)
小川産業(株)
川一製紙(株)
牧製紙(株)
加根丈製紙(株)
(有)村井製紙所
美濃桜製紙(株)
(株)大翔製紙加工

東濃地区

三菱電機(株) 中津川製作所
東清運輸(有)
本州製紙(株)中津川工場
美濃窯業(株)瑞浪工場
(株)中央物産
(株)協信
鈴木工業(株)
(株)山加商店
北恵那交通(株)
(株)イワビシ
東濃工業(株)
アイカ電子(株)
ソニー瑞浪(株)
(株)ミハト

中央板紙(株)
笠原陶磁器工業協同組合
滝呂陶磁器工業協同組合
市之倉陶磁器工業協同組合
多治見陶磁器工業協同組合
高田陶磁器工業協同組合
土岐津陶磁器工業協同組合
泉陶磁器工業協同組合
肥田陶磁器工業協同組合
土岐津西部陶磁器工業協同組合
下石陶磁器工業協同組合
妻木陶磁器工業協同組合
駄知陶磁器工業協同組合
瑞浪陶磁器工業協同組合
恵那陶磁器工業協同組合
全国モザイクタイル工業組合
岐阜県耐火煉瓦工業組合

飛騨地区

飛騨産業(株)
飛騨運輸(株)
吉城薬品工業(株)
アルプス薬品工業(株)
日本レヂボン(株) 生産本部
神岡部品工業(株)
柏木工業(株)
(株)金山カヤバ製作所
神岡鉱業(株)

岐阜地区	148社
西濃地区	63社
中濃地区	50社
東濃地区	31社
飛騨地区	9社
合計	301社

「花の都 岐阜づくり」……私の場合

日当たりの悪い小さな家では、花をつくる場所も限られます。その限られた場所も、自家用車を持つようになってから駐車場になってしまいました。

以来、妻は鉢植えの花を買い部屋に飾るようになりました。安月給の身に家計費の増額を迫られていた頃ですから、「無駄な出費だ！」と叱言を言い屢々論争の種になったものです。それでも、妻は部屋に花を絶やすことなく逆に「健康に悪くから……」と言って、晩酌の回数を徐々に減らしては花の代金を捻出していたようです。

そんな私が一転して花に興味を抱くようになったのは、数か月間の入院生活を余儀なくされた時からです。それまでの私は、「仕事の庭で倒れることが男子の本懐である」など古めかしい信条を誇っておりました。また、その時は単身赴任生活を送っていました。

急に吐血、瀉血に襲われ半ば昏睡状態のまま、救急車で病院に担ぎ込まれ切腹の憂き目に遇ってしまいました。今にして思えば自業自得でした。9時間を超える大手術ののち、昏睡状態を脱したのは3日後だと聞いています。その間数回、耳元で私を呼ぶ妻の声に意識を取り戻したように思いました。そして一瞬、真っ赤なバラの花を見たようにも思いました。心地良い深い眠りでありました。

完全に意識を取り戻した時、やはり真っ赤なバラの花束が枕元に飾られておりました。そして、すばらしい芳香を胸一杯に吸い込み、生きることが実感できたように思えました。それは極めて強烈な印象でした。不思議なことにあれほど熱中していた仕事のことは、脳裏から消えていました。

思わず「退院できたら、日当たりの良い庭一杯に花を植えたい！」「そんな家に転居しよう！」と心労にやつれた妻に語りかけたものです。新しい生き甲斐を見つけたようにも感じ、以後の長い闘病生活の支えにもなりました。

数年後、現在地に転居できました。相変わらず小さくて粗末な家で、大きな借金を背負うことになりましたが、不思議と苦にはなりません。多少交通不便でも、日当たりの良さと敷地の広さを求めて決断したからだと思います。

転居と同時に手掛けたのは、当然のように花壇づくりでした。庭中を掘り起こし、大きな石は縁石代りにと人手を借りることなく、最少限の経費でと作業を続けることになりました。休日ともなれば大変でしたが、結構楽しんでいましたし、何よりも汗をかきながら飲む禁断のビールと紫煙の味（主治医から「禁酒、禁煙」の指示を受けていました）は、格別なものでした。

どうか体裁を調えるのに3ヵ月余をかけましたが、それからは「堆肥だ！肥料だ！」と無茶苦茶な土づくりになりました。仕事の関係から、土木作業は見よう見まねで進めることができましたが、農作業は全くの初体験だったからです。

一方、交通不便な場所に転居したため妻は休日を買物日と決め、私は運転手として使役される破目になりました。買物など全く縁のなかった私でしたが、妻が食料品など物色する間に私は花の種を物色すると言うパターンもできました。

花の名、栽培方法など全く知らない私の選択根拠は包装袋に載っている写真と説明書だけです。だから私の花づくりは、当然のように失敗の積み重ねから始まりました。時期を間違えての播種、散水の失敗などで発芽しない例も多く、折角発芽

しても株の大小、背丈、花の色、形など全く予備知識がないため移植を繰返すうち遂には枯れてしまったり、花壇一面に背丈程の同色の花がジャングルのように溢れて、家族の失笑を買うなどの失敗談には事欠かない有様でした。それでも、「仕事の合間を縫い、月1回程度の手入れでは止むをえない！」と自己弁護を繰返してきました。

長い闘病生活を送っていた義母が世を去ったのは、2年程前のことです。しめやかに葬儀が行われましたが、私は嗚咽する妻の姿にいたたまれず何気無く斎場に飾られた数本の菊の花を手渡し、家に持ち帰りました。偶然にもそのうちの一本だけが花壇に根づきました。母の死を悲しむ妻を慰めるため、戯れに花壇の片隅にさしたものの一本でした。秋になり白い花が再び咲いた時、「母に再会できたようだ！」と喜ぶ妻の姿に言いようの無い喜びを味わうことができました。我流の無茶苦茶な花づくりから、花の本を読み、知人に教を乞うようになったのは、この時からです。

自宅の花壇が手狭に感じられるようになった最近では、私のお節介が始まりました。周辺の公道

わきに余地を見つけては花壇から株を移植し、挙げ句の果てには隣近所の庭まで株を押しつけ、さらには散水作業まで手を出すなどの始末です。私は「喜ばれている」と信じ、家族は「度が過ぎる」と批判していますが、結論を急ぐ気はありません。

しかし、所詮は素人ですから「花さえ咲けば良い」の域を脱しておりません。「雑草に悩むより、花を咲かせる苦勞の方が良い！」ぐらいの気持ちで楽しんでおります。

こんな具合ですから、休日が降雨となりますと身の置き所がありません。以前は小さな庭の片隅で花を育てたり、鉢植えの花を絶やさなかった妻が転居以来、花づくりには無関心の態です。ことによると晩酌の回数を減らし、転居させようとした深慮遠謀に乗せられたのかも知れないと、つまらないことを考えてしまいます。

「まあ良さ！健康を取り戻したから……」と納得しながら「今度の休日は、何を播種しようか？」と考え「花よりも野菜を作って……」と言う妻の声に密かな抵抗を示して、傘をさしての散歩となります。（我流迷士）

ダンプから乗用車まで

クルマのことなら

是非ご一報ください！

羽島市正木町不破一色

今井田モータース

☎0583-92-4333

不法投棄等防止パトロール同乗記 (平3.8.7)

連日の猛暑でうだるような身体にもめげずに、出発する。噂されているような不法投棄或は不適正と思われるような処理現場があればこの目で確かめなくてはと意欲満々の反面何事もなく平穏なパトロールであって欲しいと言う気持ちも一方では持ちながら岐阜市内の巡回に出る。

〔現場〕

(1) 県道三輪早田線(長良川右岸)の藍川橋から上流へ約700m位行き市道を左折300m位入った山の裏側で道路に接した竹藪にTV・冷蔵庫・夜具等粗大ゴミが投棄されていた。

聞くところによるともう何年も前からこのような状態で、行政側で撤去してもまた何時しか元に戻ると言う繰り返しであるとのこと。勿論市長と所轄警察署長連名の警告板も建ててあり注意が喚起されているにもかかわらずこれを無視しての投棄であり、理屈ではなく何ともモラルの低さにやり切れない思いであった。



現場は、道路に接した竹藪であること、また地元部落としてもこの現状を半ば黙認されているようなので、それならばいっそ竹藪を伐採して安定型の最終処分場を造り、閉鎖後は畑なり公園等幅広く跡地の有効な活用を図るよう考えれば地元としてもそれなりのメリットが生じ、一石二鳥ではと感じた次第です。

(2) 県道岐阜羽鳥線の岐阜市西部地内跨道橋下に、TV・冷蔵庫等の粗大ゴミが投棄され、トラ目ロープが張り巡らされていた。量的にも多くやり場のない粗大ゴミ処理の窮状の一策で、

緊急避難的措置かとも受け取れるだけに、事態の深刻さが窮われた。帰所後行政機関へ実態について連絡したところ、この内容については承知されており現在撤去について検討中とのことであった。何れにしても若し仮にこのような状態が長期に亘ると他への悪影響も無しとは言いつれず早急な撤去が望まれる。

(3) 境川通り岐阜市西部地内で、野焼き跡(建設廃棄物?)が見られた。元来野焼きは禁止されており、やむにやまれる事情があったこととは思うが、場所が場所だけにお互い襟を正し、一層法律等を守ることに徹しなければ、善良な会員の立つ瀬がないと思われた。

それにしても岐阜市の様な都市部では、野焼きをしないための焼却炉を造ろうにも地元の協力或は個別法等の調整など困難な問題があり、設置の糸口すら見出せない状況であり、会員としては行政指導の間でやるせない思いをされており、どの様に適正処理を進めるべきか頭の痛い問題である。

最後に産業界においても近年技術革新や企業努力により排出量が抑制の方向にあり、また今後サービス業への比率が高まっていくとしても、民間調査機関の調べによると1980年を基準にして2000年までには、産業廃棄物の排出量は2倍に達するであろうとの推計がなされています。

このことから処理業界は、今後益々産業界の一翼を担う重要な分野であることは間違いないところですが、反面法を守ることと事業経営の面で一段と厳しさが増すのではと思われます。

従って、これからも不法投棄の防止或は不適正な処理の排除等に向けて地道な努力を積み重ねていくことが資質の向上につながり、社会的信用を得る道であると信じて進むことが大切であり、またそれが私共に課せられた責務であると思います。

(担当 小林 和・杉山 哲)

(社)全国産業廃棄物連合会に加入しました

産業廃棄物処理業界の唯一の全国団体である(社)全国産業廃棄物連合会への加入が、第4回理事会(9月19日開催)で承認されましたので、9月1日に遡り加入の手続きを完了しました。

従って、従来から加入されていた岐阜県産業廃

棄物処理協同組合では8月31日をもって退会の手続きを行われました。

なお、このことは協会発足から予定されていた方針に基づくものです。

RAP推進会議の会議員が決まりました

今年度から設置されることになりましたRAP推進会議の会議員は、去る9月19日開催の第4回理事会において、次の各位にご就任頂くことと決定されました。この推進会議は産業廃棄物処理に関する基本的事項について、学職経験者等に調

査・検討をお願いするために設けられたものです。なお、別に併設されるRAP専門委員会の構成については、近く決定される見通しです。(順不同、敬称略)

高見澤一裕	岐阜大学農学部生物資源利用学科、助教授
東海明宏	岐阜大学工学部土木工学科、助教授
井口恒男	岐阜県衛生環境部長、(社)岐阜県環境保全協会副理事長
玉井康弐	岐阜市生活環境部長
川口晴巳	岐阜県市町村長会 事務局長
平光四郎	(社)岐阜県薬剤師会医薬品情報センター・チーフ、元岐阜県環境管理課長・産業廃棄物対策監
小林和	(社)岐阜県環境保全協会 専務理事

廃棄物処理法改正案 一部修正のうえ可決、成立

前国会で継続審議となっていた廃棄物処理法改正案は、去る10月2日午後開かれた衆議院本会議で一部修正のうえ附帯決議とともに全会一致で可決、成立いたしました。

法案の内容については、後日説明会等を開催することとなりますが、取敢えず附帯決議事項を掲載します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

1. 廃棄物の発生量を削減し、再生利用を促進するための支援措置を積極的に講じるとともに、廃棄物に関する統計を整備し、国民の使い捨て意識の変革などの啓発を行うこと。
2. 事業活動に伴う廃棄物の処理費用については、事業者が適正に負担するよう指導すること。
3. 一般廃棄物については、分別収集、減量化、再生利用対策の推進を含めた適正な処理が行われるよう市町村の体制整備に努めること。
4. 特別管理産業廃棄物管理票については、都道府県知事への報告書の様式及び事業者の保存期間など

について、実効性を高めるための措置を講ずること。

5. 廃棄物処理センターについては、公共性、公平性を確保するとともに、業務が適正に実施されるよう、指導監督及び必要な支援について十分配慮すること。
6. 最終処分場を確保するとともに、跡地管理が適正に実施されるよう十分配慮すること。
7. 市町村の廃棄物処理施設の整備を推進するため、必要となる財源の確保に努めること。
8. パーゼル条約に加入できるよう国内法制の整備を急ぐとともに、特別管理廃棄物の指定をできるだけ拡大すること。
9. 廃棄物の処理作業従事者の安全衛生を確保するための措置を講ずること。
10. 廃棄物が不法に処分された場合における適切かつ迅速な原状回復のための方策について検討する場合には、行政措置、民事上の賠償責任、費用負担のあり方について幅広い見地から総合的な検討を行うこと。
11. 環境の保全に万全を期する観点から、本法の施策及び再生資源の利用の促進のための施策を関係行政機関の連携を密にしながらかつ効率的に実施するなど、良好な生活環境の確保に必要な諸施策の充実強化に引き続き努力すること。

産業廃棄物処理業者に関する 「許可講習会（平成4年1月～3月）」が開催されます！

産業廃棄物処理業者に関する「許可講習会」のうち、平成4年1月から3月の開催日程は次のように予定されております。該当者は、早目に受付実施機関にお申込みください。

新規許可講習会（収集・運搬課程）

開催地	開催期間	受付実施機関	電話(何れも代表番号)
神奈川	1月28日～1月30日	(社)神奈川県産業廃棄物協会	045-681-2989
福岡	1月28日～1月30日	(社)福岡県産業廃棄物協会	092-651-0171
高知	2月5日～2月7日	高知県産業廃棄物処理業協会	0888-72-5056
北海道	2月25日～2月27日	(社)北海道産業廃棄物協会	011-864-7744
東京	3月3日～3月5日	(社)東京産業廃棄物協会	03-3499-6106

新規許可講習会（処分課程）

開催地	開催期間	受付実施機関	電話(何れも代表番号)
北海道	1月21日～1月25日	(社)北海道産業廃棄物協会	011-864-7744
広島	1月21日～1月25日	(社)広島県産業廃棄物協会	082-247-8499
新潟	1月28日～2月1日	(社)新潟県産業廃棄物協会	025-246-9288
神奈川	2月17日～2月21日	(社)神奈川県産業廃棄物協会	045-681-2989
大阪	2月17日～2月21日	(社)大阪府産業廃棄物協会	06-943-4016
福岡	2月18日～2月22日	(社)福岡県産業廃棄物協会	092-651-0171
埼玉	3月10日～3月14日	(社)埼玉県産業廃棄物協会	048-822-3131

お知らせ

再許可講習会

開催地	開催期間	受付実施機関	電話(何れも代表番号)
宮崎	1月7日	(社)宮崎県産業廃棄物協会	0985-26-6881
埼玉	1月17日	(社)埼玉県産業廃棄物協会	048-822-3131
愛媛	1月24日	(社)愛媛県産業廃棄物協会	0899-46-1223
佐賀	2月4日	(社)佐賀県産業廃棄物協会	0952-29-8702
栃木	2月5日	(社)栃木県産業廃棄物協会	0286-24-5837
大分	2月6日・7日	(社)大分県産業廃棄物処理業協会	0975-38-7213
秋田	2月13日	(社)秋田県産業廃棄物処理業協会	0188-26-1529
宮城	2月18日	宮城県産業廃棄物処理業協会	022-273-1326
青森	2月20日	(社)青森県産業廃棄物協会	0177-22-8202
埼玉	2月28日	(社)埼玉県産業廃棄物協会	048-822-3131
山形	3月6日	山形県産業廃棄物処理業協会	0236-24-5560
千葉	3月24日	(社)千葉県産業廃棄物協会	0472-46-9581

租税特別措置法に基づく

「廃棄物の最終処分場に係る特別災害防止準備金制度」

が創設されました。

平成3年度税制改正において、廃棄物の最終処分に係る適正な跡地管理の推進等の観点から、廃棄物の最終処分の終了後における廃棄物による地下水の汚染その他の災害の防止に要する費用の支出に備えるための準備金の制度の創設が認められました。

その概要は以下のとおりで、平成3年7月15日厚生省告示第153号及び第154号をもって告示されました。

1. 制度の主旨について

本制度の主旨は次のとおりである。

- (1) 廃棄物の埋立終了後の最終処分場の維持管理が適正に行われることを確保することにより、埋め立てられた廃棄物による地下水の汚染その他の災害を確実に防止し、もって最終処分場にたいする周辺住民の信頼の向上に資すること。
- (2) 埋立終了後の維持管理費用の支出時期が収入、すなわち埋立料金の計上時期よりも後になるとの性格を有する廃棄物の最終処分場について、費用収益計上対応の原則による準備金としての費用計上の特例を認め、もって廃棄物処理業者の経営の安定に資すること。

2. 制度の概要について

- (1) 青色申告書を提出する個人（又は法人）で廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項又は第14条第1項に

規定する一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を受けた者が、平成3年4月1日から平成5年3月31日までの期間内の日の属する各年（又は平成3年4月1日から平成5年3月31日までの間に開始する各事業年度）において、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「令」という。）第12条の4第1項又は第32条の8第1項で定める廃棄物の最終処分場における廃棄物の最終処分の終了後における、廃棄物による地下水の汚染その他の災害の防止に要する費用（以下「最終処分災害防止費用」という。）の支出に備えるため、当該最終処分場ごとに、積立限度額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する（又は当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上、

損害の額に算入すること（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第20条の4第1項又は第55条の7第1項）。

- (2) 積立限度額とは、次に掲げる金額のうちもっとも低い金額であること（法第20条の4第2項又は第55条の7第2項）。

ア 最終処分災害防止費用の見積額として令第12条の4第6項又は第32条の8第6項で定める金額のうち、当該最終処分場における廃棄物の最終処分の期間又は当該最終処分場における廃棄物の最終処分の予定数量を基礎として令第12条の4第7項又は第32条の8第7項で定めるところにより計算した金額

イ 最終処分災害防止費用の支出に備えるため、当期において令第12条の4第8項で準用する同条第5項又は第32条の8第8項で準用する同条第5項で定めるところにより委託された信託財産の額に相当する金額

ウ 最終処分災害防止費用の見積額からその前年（前事業年度）までに積み立てられた準備金の金額を控除した金額

- (3) 最終処分災害防止準備金を積み立てている個人（又は法人）が、その最終処分場に係る最終処分災害防止費用を支出した場合、最終処分を廃止した場合等には、その最終処分場に係る最終処分災害防止準備金を総収入金額（又は益金の額）に算入しなければならないこと（法第20条の4第3項～第6項又は第55条の7第3項～第6項）。

- (4) 最終処分災害防止費用の見積額、最終処分の

期間及び最終処分の予定数量については、いずれも大蔵省令で定めるところにより証明されたものであることを要することとされ（令第12条の4第6項及び第7項又は第32条の8第6項及び第7項）、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第7条の2又は第21条の5により、最終処分場が所在する区域を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長とする。以下同じ。）の認定を受け、確定申告書に当該認定に係る書類の写しを添付することにより証明することとされていること。

- (5) 最終処分災害防止費用の見積額、最終処分の期間及び最終処分の予定数量に係る都道府県知事の認定手続については、平成3年7月15日付け厚生省告示第153号及び第154号により定めたので、これにより遺漏なきよう行われたい。

3. 最終処分災害防止費用の見積額の算定について

- (1) 特定災害防止準備金制度に係る最終処分災害防止費用の見積額の認定に当たっては、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（昭和52年経理府・厚生省令第1号）第1条第2項又は第2条第2項に規定する維持管理基準に従って災害防止措置を講じる場合に、当該措置に要する費用に応じた額を認定すること。

- (2) 上記(1)の認定の際には、別表の左右欄に掲げる工事の種類に応じそれぞれ右欄に掲げる工事単価を災害防止措置の種別単価の上限值とすること。 （別表）

災害防止措置の種別	単 価
覆 土	埋立地の面積1㎡当たり 1,238円
法 面 保 護 工 事	法面保護の面積1㎡当たり 1,055円
植 栽	埋立地の面積1㎡当たり 181円
浸出液処理設備の維持管理	埋立地の面積1㎡当たり 2,390円
雨水排水溝敷設	敷設1m当たり 6,280円
火災の発生防止	埋立地の面積1㎡当たり 72円
設備の点検	埋立地の面積1㎡当たり 389円
公共の水域及び地下水の水質測定	埋立地の面積1㎡当たり 284円
施設撤去	埋立地の面積1㎡当たり 294円
しゃ断型処分場の覆い	覆いの面積1㎡当たり 9,835円

ごみ処理で爆発、復旧に3ヵ月 —茨城県—

〈8月29日、茨城新聞〉

茨城県東茨城郡茨城町と美野里町のごみ処理業務を行っている茨城・美野里環境組合の粗大ごみ処理施設が八月十日、爆発事故で使用不能となり、両町内から出る空き缶などの不燃ごみと粗大ごみの回収がストップしている。

復旧までには三ヵ月かかる見通しで、両町内では早くも空き缶の入ったビニール袋が山積みとなっている集積所も出てきた。

爆発の原因について同組合の軍司忠男事務局長は「高速で回転している破砕機の摩擦熱が破壊された時のショックが起因していると思う。破砕機にかかる粉々になってしまうのでガスボンベなのか火薬類なのか、爆発物の特定は難しい」と話している。

産廃不法投棄で一斉パトロール —静岡県—

〈6月20日、静岡新聞〉

産業廃棄物不法投棄の早期発見などを目的に六月二十日、静岡県では県内で一斉パトロールを実施した。

県環境・文化部産業廃棄物対策室のまとめによると、この日のパトロールで投棄を確認できたのは県内で四十八ヵ所。うち建設廃材などの産業廃棄物は二十二件あり、今後、不法かどうかを調査・追及していくことにしている。

医廃の焼却で高濃度発がん物質 —神奈川県—

〈6月30日、神奈川新聞〉

病院など医療機関で不用になった体温計や血液チューブ等の医療廃棄物を焼却した際の排ガスには、水銀や発がん性化学物質が、一般の都市ごみ焼却時に比べて、十倍と高い濃度で含まれていることが神奈川県環境科学センター（平塚市）大気環境部の調査で分かった。

研究グループは「医療ごみの焼却設備には都市

ごみよりも排ガス対策を厳重にする必要がある」と指摘している。

厚生省産業廃棄物対策室は「廃棄物処理法で一日〇・一t以上を処理する場合には摂氏七百度以上で燃やし、排ガス処理装置を付けることを義務付けており、問題はないと思う」と話している。

調整区域内に廃材プラント —札幌市—

〈8月21日、北海道新聞〉

建物を解体する際に出るコンクリート廃材を路盤材などに再生する、北海道解体業協同組合（小笠原忠理事長・加盟十六社）のリサイクル実験プラントが札幌市北区篠路地区で八月から本格的に稼働している。設置場所は市街化調整区域内にあり、本来、開発は制限されるが、札幌市はリサイクルを推進する立場から特例としてゴーサインを出した。

この実験プラントは同組合が五月末に「リサイクル実験センター」として北区篠路拓北一六二に約一億五千万円をかけ設置した。

不投廃油回収代執行求める —福島県いわき市—

〈8月25日、福島民報〉

いわき市沼部町の旧羽幌炭鉱に不法投棄された廃油の早期回収を県などに働きかけていく市民団体「廃油の汲みあげを促進させる会」は八月二十四日、同市植田町の植田公民館で発足した。県に代執行を求める署名運動を展開させ来月中に県議会に請願する。

旧羽幌炭鉱の坑道への廃油の不法投棄が発覚したのは一昨年八月。市内の産業廃棄物処理業者らが逮捕され、昭和六十三年二月からドラム缶（二百ℓ）にして約四万四千八百八十本の廃油を捨てていたことが判明。

県は行為者責任の原則から不法投棄した業者が回収すべきという姿勢を貫き、業者も回収すると声明しているが、処理能力が追いつかずドラム缶六十本を回収しただけで放置されている。

8 保健所単位に不投地域協設置 —山梨県—

〈8月12日、山梨日日新聞〉

山梨県は増大するごみの不法投棄に対処するため、全国に先駆け8保健所管内ごとに廃棄物対策連絡協議会を設置する方針を固め、市町村と協議に入った。

協議会は市町村、保健所を中心に構成。不法投棄防止の啓発活動のほか、協議会ごとに廃棄物監視員を配置し、パトロールの強化を図る。

不法投棄されたごみは投棄者に撤去させるのが原則だが環境への影響が深刻だったり撤去に専門的な技術が必要なケースについては緊急避難的に協議会が処分する。協議会は九月に発足し、監視員は本年度はまず不法投棄防止の重点地域となっている県境の韭崎、身延、富士吉田、大月の四保健所管内に配置する。

破碎機爆発で復旧を議会報告 —大和郡山市—

〈9月7日、奈良日日新聞〉

大和郡山市の9月定例議会が6日開催され、去る4月10日に起きた市清掃センターの破碎機爆発に伴う復旧業務委託の専決処分を可決した。

開会に当たって、佐久喜久男市助役が清掃センター火災事故復旧の最終報告をした。このなかで、爆発火災事故対策本部長でもある同助役は、去る八月末で破碎機のテストが完了、メーカー側の三井造船系の三造環境エンジニアリングから施設の引き渡しを受け、九月一日からフル稼働したとし、近く同対策本部を解散するとともに、新たに、再び同種の事故を起こさないよう、有職者やメーカーの参加も求めて、検討委員会を発足させることにしたと、報告した。

焼却灰の処分場サイロ型で建設 —厚木市—

〈9月12日、神奈川新聞〉

神奈川県内で唯一、ごみ焼却灰の最終処分場を持たない市として緊急の対策に迫られている厚木市が、市内に巨大な穴を掘り、灰を埋め立てる「サ

イロ型」の施設の建設を計画していることが十、十一日の市会一般質問で明らかにされた。

計画によれば、サイロ型施設は地表面下に最大直径百m、深さ四十～五十mの穴を掘り焼却灰を埋め立てる。穴の内側を鉄筋コンクリート壁で固め、雨を防ぐため屋根をかけるので溶けた灰が外部に漏れ出す心配はないという。

平成7年度に完成予定、用地費を含め総事業費百十一億円で、本体部分の工事費約五十億円。足立原市長は「市内三ヵ所を建設候補地を選び、今年度から調査を開始する」と答えている。

産廃施設整備に「振興法」 債務保証の財団設立に向けて 次期通常国会に提出予定

—厚生省—

厚生省では、次期通常国会に「産業廃棄物処理施設整備振興法(仮称)」を提出する予定。これは、産廃処理施設整備への責務保証や利子補給、起業化助成を行う産業廃棄物処理事業振興財団(仮称)の新設計画に対して、この事業への国庫補助を、同省が来年度から行うという方針に対応するもの。

同財団は、処理業者から民間企業や地方公共団体が拠出する基金で設立・運営されるもので、来年度の国の補助金は一億円を予定。

産廃施設整備に関しては、担保面の弱さなどから、資金融通が難しいのが現状。今回の措置は、日本開発銀行や民間金融機関の融資を格段にスムーズに進めるため。このためにこれら金融機関からのNTT-Cタイプ融資を導入するというもので、早くも金融機関等から注目されている。

このNTT-Cタイプ融資は、営利目的の薄い事業や民間ベースだけでは難しい事業で、一定以上の公共性のあるものについて適用されるが、このために独自の法律が必要となる。対象は、廃棄物処理センターなどの第三セクター(無利子)、産廃処理業者(低利子)。公共性のあるものということで、例としては、工業団地への複数の処理業者の施設の組み入れなどがあげられている。

中国から 中国出口商品交易会第二接待辦公室副主任
天津東北經濟研究所顧問

崔鳳鎬 (CUI FENG GAO) 氏が協会を訪問されました

去る8月19日(月)及び20日(火)の2日間にわたり、中国から崔氏が協会を訪問され廃棄物処理について意見交換を行いました。

同氏は天津市で輸出関係機関の要職を務める経済人で、今回は日本各地の廃棄物処理の現状を視察するため来日されたものです。来岐前すでに、四国九州方面の先進地を視察され、最後に意見交換を行いたいとして本協会の訪問を計画されたとのことでした。なお、急遽予定を追加されたのは同氏と交流の深い水野昌典氏(アスゲン製薬株式会社社長)の紹介によるものでした。

19日午後、来訪された崔氏は天津市における廃棄物処理状況を次のように語っておられました。

「天津市は人口800万人を擁する都市であるが、廃棄物は郊外地に搬出し投棄に近い状態で埋め立て処分されている。しかし、近年郊外地に工場等が進出しこれらから排出される廃棄物の処分問題とともに、処理施設の必要性を痛感している。」また「気象条件等から廃棄物の処理を、自然還元のみを期待することはできない。」

協会では、同氏の日本各地で視察・体験された事例を中心に質問に答える形で、熱心な意見

交換を重ねました。また、協会からは日本における廃棄物処理の沿革を述べ、会報を含め各種の資料を提供しました。

20日午後は、各務原市のご好意に甘え同市北清掃センター及びクリーンセンターを訪問しました。同市では特に職員に案内して頂きましたが、施設では遠藤総括所長補佐(北清掃センター)及び大堀所長(クリーンセンター)から説明を受け、資料も頂戴しました。崔氏は、終始驚嘆の様子で「立派な施設以上に、担当職員の溢れるような熱意に敬服した。」と繰り返し述べられ、同日夜、離岐されました。



「ウェステック'91」視察研修が実施されました

廃棄物処理・資源化技術総合展示「ウェステック'91」は、(財)全国産業廃棄物連合会、(財)クリーン・ジャパンセンター、(財)日本環境衛生センターの共同主催により千葉県(幕張メッセ)で開催されました。

今年度からRAP推進事業に取り組もうとしている協会では、この事業の中心的な役割を果たして頂く役員等に呼び掛けて視察研修会を実施しました。

視察研修は9月4日～5日(一泊二日)の日程で行いましたが、青山理事(県議)をはじめ県市など行政機関から参加もあり総勢35名となりました。初日は車中から東京都「夢の島」の跡地利用の現状を見聞し、翌朝開場と同時に展示会に入場しました。

全国規模の展示会だけに各層各分野の最先端技術が趣向を凝らして展示されており、参加者は時間を忘れ熱心に勉強されておりました。道中が長

く、多額の参加費を徴収した世話人も胸を撫で降ろすことができました。

なお、一部ではありますが参加者のレポートを紹介します。



高井信夫氏(タカイ商事株式会社)

今後の廃棄物処理は、減量・再資源化の方向に進むべき事を実感しました。21世紀に向けて産業廃棄物処理は見逃せない問題であり今後ともこの様な企画、研修を推進される事を望みます。

野村泰之氏(県公害研究所)

廃棄物再利用の大きな可能性を感じました。全体的には、各社共創意工夫して、廃棄物問題を何とかしようとする意気込みが、会場全体から感じられ、近い将来大きく技術的發展を遂げるであろうと予感しました。

水田陽造氏(株式会社油研)

この展示会場で特に感じました事は、まったく廃棄物には関係のないと思われるような大手企業のこの分野への参入であり、いかにこの業界の商業的なバックグラウンドの裾野が広がりを思い知らされました。

「ウェステック'91」展示のように官民一体の廃棄物に関する諸事項を考える「会」とされたのは非常に結構な事であり、……

今後ともこのような「展示会」が開催さ

れます事を願っております。

加藤雄幸氏(笠原町)

資源化機械にしても、第一歩はゴミの分別が一番大切でありこれを怠ると再資源化は容易でないことがはっきりした。

全国から地域の婦人団体も来ていたが、家庭雑排水処理の用具、小物など展示してあり地元の婦人会などに視察させるとよいと思った。

二村孝史氏(株式会社市川工務店)

この総合展では、160程の企業、各種団体が「住みよい日本ときれいな地球」をテーマとし、それぞれの分野で培われた技術、またはアイデアを持ち出し廃棄物処理技術及び再資源化技術に関しての取り組み方を見て、廃棄物処理、再資源化問題に携わる者としては、その技術についての理解を更に深め大変に参考になる研修会であったと思います。

粥川長司氏(株式会社粥川商店)

私は汚水処理システムが目的で参加したがパンフレットのみの説明で期待はずれを肌で感じた。……発泡スチロールの溶融機が車両に搭載形式3.5t車で1,800万円には目を刺したが今展示の中で最高に感激したメーカーである。鮮魚市場、熱海等の温泉街で一台動いていたらと思う。

……環境に対する期待と批判は日増しに高まる中、排出する個人、企業の努力、規制は益々厳しい現実が待つだろうし、我々業者はいろいろの立場で住民、行政、排出企業との相談相手としていち早く先取り環境に着手しなければならない運命を背負っていると思える。この産業展をみて、現にこれだけのメーカーは対策に動いている実体を眺めて新たな取り組み体勢を決意した。

トピックス

宮尾安志氏(昭和コンクリート工業株式会社)

会場には多くのメーカーから今や悩みの種となっている廃棄物の再利用方法に関する開発機械や設備(装置)が沢山展示されていたが、概してこの面での開発が遅れており、コストの面や能力の面でいま一步であると言う感じがしました。

……今や環境問題は全世界が最大関心事の一つとしてクローズアップされ、議論されている中、今こそ資源に乏しい我が国は、驕ることなく省エネ、省資源化を図り国際的責務で廃棄物の減量化、適正処理等を積極的に推進していかなければならないとつくづく感じました。

河村弘一氏(寿和工業株式会社)

廃棄物処理処分の多種多様な分野の中で、ポイントの置き方つまり事業収益を含めた社会への貢献向上を探索するのに充分満足する内容であった。

日本のトップ企業(三菱、三井、住友、日鉄、川崎重工業等)及び中小の施設メーカーが企業の総力を注ぐ熱意をひしひしと感じた

のは、私だけではなかったと確信した。

木村虎男氏(株式会社研木村)

幕張メッセに到着して驚いたことは、会場の巨大さもさることながら見学者の多さでした。今や廃棄物は重大な関心事の一つであることを物語っているようでした。

また、ゴミの島であった「夢の島」が今や立派なゴルフ場と緑地公園に変身しているのを見てさすがは東京圏だなあと感心しました。

野村清晴氏(フジムラサービス株式会社)

会場で各種機器や施設を見るにつけ、何千万円、何億円単位の資金が必要では、私達中小企業各社が個々に始めるには資本的にも限界があり、許可物すべてを扱うのではなく、系統化又はグループ化し扱う品物を限定しなければ、今後の生き残りは厳しいのではないかと痛切に感じました

……再生業者の成功例は廃木材のチップ位ではないでしょうか。今後行政による資金的援助又は再生品の販売協力が必要だと思います。

産廃の専門コンサルタント

営業種目

最終処分場
中間処理施設
廃水処理
その他

- 事前調査
- 実施設計
- 住民説明会の参加
- 申請業務(開発許可、森林法、砂防法、廃掃法、etc)
- 基本設計
- 工事管理



グローバル設計 岸本卓雄

〒503 岐阜県大垣市中野町4-25-2

TEL 0584-73-5292

0584-78-7255

FAX 0584-73-5292

「産業廃棄物資源化シンポジウム」が開催されました

本協会が岐阜県と共催した「産業廃棄物資源化シンポジウム」は、9月13日(金)に岐阜メモリアルセンターで大盛況裡に開催されました。同時に開催された展示会には、多数の会員から出展があり、資源化に取り組む会員の姿勢に参加者から称賛の声が寄せられました。

シンポジウムには1,300人を超える参加者があり、清水副理事長が開会の言葉を述べた後、梶原知事(協会理事長)が「環境保全は生活の基盤、廃棄物の資源化は有限の資源を活用できると同時に、環境保全問題の解決に直結する緊急の方策」と力強い挨拶を行った。

つづいて、㈱循環資源研究所代表取締役所長、村田徳治氏による基調講演「産業廃棄物の資源化と地球規模の環境保全」が行われた後、同氏をコー

ディネーターとして次の各氏によるシンポジウムが行われた。



◆学識経験者からの助言

農学博士、岐阜大学農学部生物資源利用学科助教授 高見澤一裕

◆行政の立場から

岐阜県衛生環境部長、(社)岐阜県環境保全協会副理事長 井口恒男

◆処理業者の立場

(社)岐阜県環境保全協会常務理事 河村 勲男

◆生活者の立場から

岐阜市第一生活学校代表・岐阜市婦人会連合会会長
岐阜市ゴミ減量推進委員会副会長 大野みさ子

◆排出者の立場から

(社)岐阜県環境保全協会理事・鐘紡(株)大垣工場長
西南濃地域産業廃棄物処理推進協議会会長 秋田 久康

なお、展示会等に協力頂いた方々は次のとおりでした。(＊印；会員)

◆展示

- | | | |
|---------------------------|-------|-----------------|
| 1. 濃飛タイル(株) | 川 辺 町 | 再生汚泥タイル |
| * 2. 川崎重工業(株)エネルギープラント事業部 | 名古屋市 | ごみ溶融炉 |
| 3. ㈱鈴木組 | 羽 島 市 | 建設廃材(コンクリート)の破碎 |
| 4. 本州製紙(株)中津工場 | 中津川市 | 再生洋紙 |

トピック

- | | |
|---|--|
| <p>5. 佐藤木材工業(株)
オークス(株)
(株)エイム</p> <p>* 6. 岐阜市 (水道部下水道施設課)</p> <p>7. 岐阜市プラスチック工業(株)</p> <p>8. (社)全国産業廃棄物連合会</p> <p>9. (株)ダイエー岐阜店</p> <p>10. (株)TYK</p> <p>11. 富士和商事(株)</p> <p>* 12. (株)高安</p> <p>* 13. 住友セメント(株)岐阜工場</p> <p>14. 二村化学工業(株)岐阜工場</p> <p>15. (株)エイワ産業</p> <p>16. (株)日新化学研究所</p> <p>17. トヨタ自動車(株)</p> <p>18. 岐阜舗装技術研究会
岐阜県アスファルト合材協会</p> <p>19. 日本耐酸塩工業(株)</p> <p>* 20. 岐阜県家庭紙工業組合</p> <p>21. 不二見セラミック(株)岐阜工場</p> <p>22. (株)タイポー岐阜工場</p> <p>23. イビデン(株)</p> <p>24. 日本製紙連合会</p> <p>25. (財)クリーン・ジャパン・センター</p> <p>* 26. 平成舗道(有)</p> <p>* 27. 寿和工業(株)</p> <p>28. 岐阜県産業廃棄物処理協同組合</p> <p>29. 岐阜県環境整備事業協同組合</p> <p>30. トヨタカローラ岐阜(株)</p> <p>* 31. 岐阜県 (衛生環境部環境管理課)</p> <p>* 32. 岐阜市 (生活環境部環境保全課)</p> | <p>萩原町 バーク堆肥</p> <p>新潟県 空缶つぶし器</p> <p>関市 スプレー缶のガス抜き器</p> <p>岐阜市 汚泥の再生品 (インターロッキングブロック)</p> <p>岐阜市 廃プラの再生品</p> <p>東京都 ウェステック'91展示品</p> <p>岐阜市 エコ商品の展示</p> <p>多治見市 汚泥煉瓦、汚泥製紙</p> <p>輪之内町 廃油の蒸留</p> <p>各務原市 廃プラの溶融</p> <p>本巣町 セメントの有効利用</p> <p>美濃加茂市 再生活性炭</p> <p>大野町 ALC (計量コンクリート) の有効利用</p> <p>岐南町 廃プラの再生 (樹木プランター)</p> <p>豊田市 自動車産業の再生</p> <p>岐阜市 廃アスファルトの再生 (共同)</p> <p>岐阜市 廃アスファルトの再生 (共同)</p> <p>美濃市 ガラスの再生</p> <p>大垣市 再生紙製品</p> <p>御嵩町 透水性煉瓦ブロック</p> <p>南濃町 廃プラの再生</p> <p>大垣市 事業所の処理、再生計画</p> <p>東京都 古紙の流通、回収</p> <p>東京都 パネル展示 (地球環境と廃棄物のかかわり)</p> <p>可児市 廃アスファルトの再生</p> <p>可児市 汚泥の再生品 (有機肥料)</p> <p>岐阜市 再生肥料で育てた花と廃プラで作った鉢</p> <p>岐阜市 空カンアート作品</p> <p>岐阜市 電気自動車</p> <p>岐阜市 電気自動車</p> <p>岐阜市 電気自動車</p> |
|---|--|

◆その他の協力団体等

1. 岐阜ヤクルト販売(株)
2. グリコ協同乳業(株)中日本事業部

新入会員の紹介

※平成3年7月1日～平成2年9月30日までに入会され理事会の承認を得た会員は次の通りです。

正 会 員

社名・TEL	代表者氏名	〒	住 所	最終	中間	取運	県内・県外
(有) 名古屋清掃 052-821-5353	稲垣富美子	467	名古屋市瑞穂区 神穂通5-49			○	県外
京業運輸(株) 0476-92-3111	田邊 正喜	286-02	千葉県印旛郡富里町 七栄188-6			○	県外
メスキュード中部 0583-24-9024	八代 孝司	501-04	本巣郡北方町高屋 1140-2			○	県内
(株) ライオン 0586-24-7077	中川 武生	491	愛知県一宮市長島町 3-11	○		○	県外
合 計			4 社	1		4	

〈参考〉

区 分	前回報告会員数	入会者数	退 会 者 数	現 在 会 員 数
正 会 員	170	4	—	174
賛助会員	33	—	—	33
特別会員	8	—	—	8
計	211	4	—	215

会 員 の 声

最終処分場の確保

会員になれば、収集した廃棄物の最終処分について便宜を図って預けると考えているが……最終処分場は何時、何処に設置されますか？

(収集運搬業者A)

3年度県環境整備課事業計画書によれば、「協会が主体となって設置する共同処分場に対し……言々」と記載されているが、その見通しは？

(B保健所、C市)

協会は、会員の委託をうけて行う共同産業廃棄物処理施設の設置等……言々、であります。

(事務局：定款第4条)

評論の良否

スポーツのTV中継では、高名な評論家による解説が行われます。しかし、相撲に比して野球開設は耳障りな解説が多く、時には音声を消してしまうこともあります。前者は相撲協会の役員であり、後者は部外者であることを起因すると思

います。

真剣に廃棄物問題に取り組んでいる人から、意見又は批判を頂くことは心地良いものです。

(会員D)

異業種の交流

より多くの情報を蒐集し、これを企業戦略情報に加工する能力が必要だと言われます。

産業廃棄物は多くの情報を持ちながら、加工されている例は少ないと思います。

(会員E)

廃棄物処理法

廃棄物処理法は規制ばかりです。指導は極めて狭義な範囲にとどまります。本県のように産業廃棄物処理の大部分を業者に依存するならば、業の育成にも努めて頂きたい。

(非会員F)

「広域処理」「地方自治体の参加」などの必要性が、改正法案に盛り込んであると聞いていますが、法制定以来奉仕して来た処理業者の育成はどのようになっていますか？

(会員G)

編集後記

当会報も会員各位のご協力によりまして、第9号を発行するはこびになりました。

その時々「時の話題」をとりあげ、会員の皆様方のニュース源、あるいは知識源として、会報を活用されますことを切に期待申し上げているところであります。

さて、産業廃棄物がライフスタイルの向上等によりまして、年々経済成長率に沿う形で増加し、その埋立処分場が枯渇の状態であることは皆様方も十分ご承知のことと存じます。

新たな埋立処分場を造成しようとする時「埋立処分場によって地下水が汚染されるので反対」という意見をよく拝聴いたします。

確かに、水は物質を溶かしこむ性質もっています。溶けた物質によっておいしい水にもなるのです。逆に何も含んでいない蒸留水を毎日飲んでいると体に良くありません。

岐阜市の水道が、厚生省のおいしい水に選ばれ、市販のミネラルウォーターと遜色のない味覚を持

ち合わせているのは、適量のミネラル等を含み、スカッとしたさわやかなコクのある水ということでもあります。

反面、人の健康を阻害するような物質を含むことも危惧されるわけですが、安全なように埋立物を加工したり、安全な埋立施工方法を採用していることを縷々説明し、産業廃棄物の適正処理に向け、この廃掃法も改正されようとしている現在、英知を結集して、新たな1ページを切り開いていかなければならない。

いずれにしましても、人間と地球環境がキーワードとなっている今日、地球の有限性を改めて自覚しその上に立っていかに豊かに生きるかを考えることではないでしょうか。

ものを大切に作る心で、ライフスタイルを見直し、省エネ、資源リサイクル型社会を目指すことではないでしょうか。

(広報編集委員 蒔田 浩)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 蒔田 浩

委員 青木 重三郎 各務 遜 菅原 一郎

野々村 清 野村 清晴 坂 喜一

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るため再生紙を利用しております。)

是非、ご参加ください!

「廃棄物処理法改正に伴うブロック説明会」が開催されます

とき 平成3年11月22日(金)午後1時30分から

ところ 名古屋市昭和区鶴舞1丁目

愛知県勤労会館

(あらかじめ、協会事務局にお申し込みください)



協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業
界、排出事業者及び、行政が三位一体
となって協会の使命を果たすべく期待
が込められています。

平成3年11月10日発行

第9号

編集 社団法人 岐阜県環境保全協会
発行

理事長 梶原 拓

〒500 岐阜市藪田1丁目101番地 水産会館1階

TEL (0582) 72-9293

FAX (0582) 72-6764

印刷 共和印刷株式会社